

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 秩父市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
10,355	5,726	757	16,838

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	29,977	28,468	1,510	1,041	1,163	28,117	
一般会計等	29,892	28,382	1,510	1,041		28,117	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
秩父市水道事業会計	1,596	1,510	86	1,422	165	3,536	304	法適用
秩父市立病院事業会計	2,304	2,395	△ 91	1,639	358	930	616	法適用
下水道事業特別会計	1,267	1,180	87	75	500	5,946	3,568	
農業集落排水事業特別会計	306	263	43	43	53	791	659	
戸別合併処理浄化槽事業特別会計	209	181	27	27	36	437	427	
公設地方卸売市場特別会計	40	12	28	28	-	-	0	
国民健康保険特別会計(事業勘定)	7,076	7,065	10	10	673	-	2	
国民健康保険特別会計(診療施設勘定)	137	111	26	26	43	9	-	
老人保健特別会計	712	688	25	25	74	-	-	
後期高齢者医療特別会計	656	656	1	1	131	-	-	
介護保険特別会計	4,657	4,486	171	171	783	1	0	
駐車場事業特別会計	53	9	45	45	-	-	-	
公営企業会計等 計				3,512		11,650	5,576	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
埼玉県後期高齢者医療広域連合	532	480	52	52	-	-	-	一般会計
埼玉県後期高齢者医療広域連合	368,336	357,096	11,240	11,240	1,227	-	-	特別会計
埼玉県市町村総合事務組合	41,248	41,171	77	77	940	-	-	一般会計
埼玉県市町村総合事務組合	362	275	86	86	-	-	-	交通災害特別会計
彩の国さいたまづくり広域連合	474	464	9	9	48	-	-	
秩父広域市町村圏組合	3,999	3,765	234	212	-	2,500	1,608	一般会計
秩父広域市町村圏組合	10	5	5	5	-	-	-	特別会計
一部事務組合等 計				11,681		2,500	1,608	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
秩父市地域振興公社	△ 7	249	200	-	-	-	-	-	
秩父浦山ダム振興センター	0	16	2	-	-	-	-	-	
ちちぶ観光機構	6	26	4	-	-	-	-	-	
龍勢の町よした	0	52	48	-	-	-	-	-	
源流郷おたき	7	41	8	-	-	-	-	-	
秩父地域地場産業振興センター	2	899	13	7	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			275	7	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,951	1,615	△ 336
減債基金	66	36	△ 30
その他充当可能基金	3,208	2,752	△ 456
充当可能基金計	5,226	4,403	△ 823

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	9.24	6.18	△ 3.06	12.66	△ 20.00	秩父市水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	31.71	27.02	△ 4.69	17.66	△ 40.00	秩父市立病院事業会計	-	-	-
実質公債費比率	10.7	10.7	0.00	25.0	35.0	下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	66.4	106.6	40.20	350.0		農業集落排水事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.64	0.64	0.00			戸別合併処理浄化槽事業特別会計	-	-	-
経常収支比率	85.8	87.8	2.00			公設地方卸売市場特別会計	-	-	-

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。